

～外国法令紹介～

ベトナム新裁判所法，検察院法，企業法，投資法及び民事判決執行法の概要

JICA 法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ2）

1 はじめに

2014年秋の国会において，新人民裁判所組織法，新人民検察院組織法，新企業法及び新投資法並びに民事判決執行法の一部を改正する法律¹が成立したので，その概要を紹介したい。本稿では紙幅の都合上，条文の仮訳は掲載していないので，条文については法務総合研究所²又はJICA³のウェブサイトの「ベトナム六法」を適宜ご参照いただければ幸いである。

2 新人民裁判所組織法（文責：長期専門家，現鹿児島家裁判事補 古庄順）

(1) 高級人民裁判所の設立

これまでベトナムの裁判所は，県級人民裁判所，省級人民裁判所，最高人民裁判所の三層構造であり，最高人民裁判所の中に県級人民裁判所が第一審である事件等の監督審を担当する刑事，民事，経済，労働，行政の各専門法廷と，省級人民裁判所が第一審である事件の控訴審を担当するハノイ市，ダナン市，ホーチミン市の各控訴審法廷が存在していた。新法では，これらの各法廷が最高人民裁判所から分離され，高級人民裁判所として独立した（20条，29条）。その結果，最高人民裁判所の裁判部門は，裁判所の判決，決定に対し異議申立てがあった場合の監督審を担当する最高人民裁判所裁判官評議会のみが残ることになった（22条2項a）。同評議会の構成員は13名から17名であるから（22条1項），現在約110名いる裁判官の数が大幅に減ることになる。同評議会は，構成員のうち5名又は構成員全員の合議体で審理を行うことができる（23条）。省級人民裁判所の監督審の権限は廃止された（37条1項，2項参照）⁴。

¹ 法律番号は裁判所法が62/2014/QH13，検察院法が63/2014/QH13，企業法が68/2014/QH13，投資法が67/2014/QH13，民事判決執行法が64/2014/QH13及び26/2008/QH12である。

² http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_vietnam.html

³ <http://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/index.html>

⁴ 具体的には各訴訟法の改正を待たなければならないが，改正の経緯に鑑みると，今後の一般的な訴訟の審級関係は，県級人民裁判所が第一審の事件については，省級人民裁判所が控訴審，高級人民裁判所が監督審，最高人民裁判所が二回目の監督審に，訴訟法で規定される省級人民裁判所が第一審の事件については，高級人民裁判所が控訴審，最高人民裁判所が監督審となると思われる。

新法を制定する過程では、現在すべての県等に一つずつ置かれている県級人民裁判所を統廃合して区域人民裁判所を設立することも検討されたが、最終的には盛り込まれなかった。したがって、今後も各県等に約 700 の県級人民裁判所、各省等に 63 の省級人民裁判所が置かれることになる。なお、高級人民裁判所の数及び土地管轄は、別途、国会常務委員会が規定することとされているが、当初は、現在、控訴審法廷が置かれているハノイ市、ダナン市、ホーチミン市の三か所になるものと思われる。

高級人民裁判所には、11 名以上 13 名以下の長官、各副長官及び高級裁判官から構成される高級裁判所裁判官委員会が置かれ（31 条 1 項）、構成員のうち 3 名又は全員により監督審を審理する（32 条）。

(2) 家庭及び未成年者法廷の設立

高級人民裁判所及び省級人民裁判所には、これまでの刑事、民事、経済、労働、行政の各専門法廷に加え、新たに家庭及び未成年者法廷が置かれた（30 条 1 項 b, 38 条 1 項 b）。この法廷は、条文上は明記されていないものの、家事事件のうち未成年者の子がいるもの及び少年事件を専門的に取り扱うことを想定したものである。また、一部の県級人民裁判所は相当多数の事件を受理していることから、必要に応じて、県級人民裁判所にも専門法廷を置くことができるとされた（45 条 1 項）。

新法を制定する過程では、一部の省級人民裁判所はあまり多数の事件を受理していないことから、必ずしもすべての専門法廷を置く必要はなく、必要に応じて置くこととしてはどうかという案も検討されたが、最終的には盛り込まれなかった。

(3) 裁判官の選任手続

高級人民裁判所の設立に伴い、裁判官の等級も初級裁判官、中級裁判官、高級裁判官、最高人民裁判所裁判官の四段階に改められた（66 条 1 項）。そして、県級人民裁判所には初級及び中級裁判官を（同条 5 項）、省級人民裁判所には初級、中級及び高級裁判官を（同条 4 項）、高級人民裁判所には高級裁判官を（同条 3 項）、最高人民裁判所には最高人民裁判所裁判官を置くこととし（同条 2 項）、異なる審級の裁判所間での人事の流動性を図っている。

それぞれの裁判官に任命されるための要件は、概ね変わっていないが、原則として必要な経験年数が、初級裁判官については 5 年の実務経験（68 条 1 項）、中級裁判官については 5 年の初級裁判官の経験又は 13 年の実務経験（同条 2 項）、高級裁判官については 5 年の中級裁判官の経験又は 18 年の実務経験（同条 4 項）、

最高人民裁判所裁判官については5年間の高級裁判官の経験と延長された（69条1項）。また、初級ないし高級裁判官については、それぞれ選抜又は昇級試験に合格することが新たに要件とされた（68条1項c, 2項c, 3項c, 4項c, 5項c）。この試験は、最高人民裁判所長官を委員長とする初級裁判官・中級裁判官・高級裁判官選抜試験評議会により実施される（73条）。

下級裁判所の裁判官の任命手続については、これまで各省ごとに省級人民裁判所裁判官・県級人民裁判所裁判官選任評議会が置かれていたが、これらが中央に集約され、新たに国家裁判官選抜・監察評議会が設けられた（70条）。この評議会は、最高人民裁判所長官、同副長官のうち1名、中央軍事裁判所長官（最高人民裁判所副長官が兼務）、各高級人民裁判所長官のほか、ベトナム祖国戦線中央委員会、国家主席事務局、司法省、国防省及びベトナム法律家協会中央執行委員会の代表者各1名により構成されるから（同条1項）、高級人民裁判所が3か所に設立されるとすると、11名のうち過半数の6名を裁判官が占めることになる。この評議会の意見を踏まえて、最高人民裁判所長官が国家主席に対し裁判官への任命を求める（27条7項, 71条1項b）。評議会は、健康上の理由等による免任、非行による解職についても審査を行う（同条2項, 81条ないし83条）。

最高人民裁判所裁判官についても、上記評議会の意見を踏まえた長官の要請に基づき、国会が承認し、国家主席が任命することとされ（27条7項, 71条1項a, 72条）、最高人民裁判所裁判官・中央軍事裁判所裁判官選任評議会は廃止された。長官は従前どおり、国家主席の要請に基づき、国会が選任する（26条1項）。

裁判官の任期は、任命直後は従来どおり5年間とされたが、再任後は10年間に延長された（74条）。

県級人民裁判所、省級人民裁判所、高級人民裁判所の長官及び副長官への補職は最高人民裁判所長官が行い（27条8項, 35条1項, 36条1項, 42条1項, 43条1項, 47条1項, 48条1項）、最高人民裁判所副長官への補職は国家主席が行う（28条1項）。その他の裁判官については、複数の省・中央直轄都市にまたがる異動は最高人民裁判所長官が行い（78条2項）、同一の省・中央直轄都市内での異動は省級人民裁判所長官が行う（同条3項）。

(4) 裁判所書記官、審査官

これまで裁判所職員については規定がなかったが、新法では裁判所書記官及び審査官について規定が盛り込まれた（92条以下）。裁判所書記官は、書記官、主任書記官、高級書記官の三つの等級からなり（92条1項）、県級人民裁判所には書記官及び主任書記官が、その他の裁判所には書記官、主任書記官及び高級書記官が

置かれる（同条2項）。書記官は法学士以上の学位を有し、書記官の専門知識、技術について養成を受けていなければならない（同条1項）。

裁判所書記官を5年以上経験し、審査官の専門知識、技術について養成を受けた者から審査官が選任される（93条1項）。審査官は、法的効力を生じた裁判所の判決、決定に関する事件記録を審査することなどを任務とし、審査官、主任審査官、高級審査官の三つの等級からなる（同条1項、4項）。県級人民裁判所には審査官及び主任審査官が、その他の裁判所には審査官、主任審査官及び高級審査官が置かれる（同条2項）。

(5) 定員、予算

下級裁判所の裁判官の定員及び裁判所の総定員は、政府の意見を踏まえた最高人民裁判所長官の要請により国会常務委員会が決定する（95条2項）。各裁判所への定員の割り振りは、最高人民裁判所長官が行う（同条4項a）。やや古い数字であるが、2013年6月30日現在の裁判官の定員は6,155名、総定員は1万5,237人（裁判官を除くと9,082人）である。我が国の裁判所職員定員法（2015年3月31日時点のもの）では、裁判官の定員が簡易裁判所判事も含めて3,735人、裁判官以外の職員の定員が2万1,990人であるから、職員の数に大きな差があるといえることができる。

裁判所の予算案は、政府が最高人民裁判所の同意を得た上で国会に提出する。政府と最高人民裁判所が合意することができないときは、最高人民裁判所長官は国会に対し建議をすることができる（96条1項）。

(6) 裁判所の権限等

裁判所の権限として、捜査、起訴、審理の過程における捜査官、検察官、弁護士への訴訟行為、決定の合法性について審査すること、捜査機関、捜査官、検察院、検察官、弁護士、被疑者、被告人及びその他の訴訟参加人が提出する証拠、資料の合法性について審査することが明記された（2条3項a, b）。

また、裁判所は審理における法令の統一的な適用を保障する任務を負い、最高人民裁判所裁判官評議会が、同評議会の監督審決定、各裁判所の法的効力を生じた判決、決定で標準性を有するものを選択し、総括し、判例として発展させて、判例を公表することとされた（同条8項、22条2項c）。

これまですべての審理に人民参審員の参加が必須であったところ、簡易手続により審理する場合には人民参審員の参加が必須ではなくなった（8条）。

3 新人民検察院組織法（文責：チーフアドバイザー，検事 松本剛）

新人民検察院組織法は，従来，人民検察院組織法と人民検察院の検察官令（国会常務委員会令）とに規定が分散していた人民検察院の権限，組織等に関する事項をまとめて規定した法律である（新人民検察院組織法の施行と同時に現行の人民検察院組織法及び人民検察院の検察官令は失効する。）。そのこともあって，条文数は従前に比べて大幅に増加したものの，人民裁判所の改組に対応した組織面での変更を除けば，実質的な変更はそれほど多くはない。したがって，今回の新法制定については，複数の法令を統合化しつつ，組織的，手続的な規定の充実・明確化が図られた点に主な意義があると評価できよう。以下，新法の内容を簡単に説明する。

(1) 人民検察院の構造，組織

新たに高級人民検察院が設置されることとなり，人民検察院の構造は，従来の最高-省級-県級の三階層から，最高-高級-省級-県級の四階層となった（40条）⁵。それぞれの任務，権限については，最高人民検察院が「公訴権を行使し，司法活動を検察して，法令の厳正かつ統一的な執行の確保に寄与する」こと，高級人民検察院が「高級人民裁判所の解決権限の範囲に属する各事件，事案につき，公訴権を行使し，司法活動を検察する」こと，そして省級及び県級人民検察院が「自己の管轄地域の範囲内において，公訴権を行使し，司法活動を検察する」こと（41条）とされている。また，これに伴い，検察官の等級も，最高人民検察院検察官，高級検察官，中級検察官，初級検察官の四等級に改められた。しかし，人民検察院の階層とそこに配置される検察官の等級は必ずしも一致するものではなく，例えば，省級人民検察院に高級検察官を配置することも，高級検察院に初級検察官を配置することも可能とされており，人事の柔軟性確保への配慮は十分になされているといえよう⁶。もっとも，これらの規定を踏まえた実際の人員配置がどうなるかは，現時点では不明である。最高人民検察院においては，最高人民検察院検察官の定員は19名以下とされているものの（93条1項），他の等級の検察官を含めた総定員や等級比率などは国会常務委員会が決定するものとされ（93条2項），同様に，その他の人民検察院に配属される検察官の具体的な定員や人数も，国会常務委員会が定める検察官の総定員や等級比率に基づき最高人民検察院長官が決定するものとされているためである（93条2項）。したがって，高級人民検察院の新設

⁵ これとは別に中央軍事検察院を頂点とする軍事検察院の系統（中央一軍区等一区域の三階層）が存在することには注意が必要である。

⁶ ただし，最高人民検察院検察官は，最高人民検察院にのみ配置可能である旨が明記されている（76条2項）。

に伴い、どれほどのボリュームの人員が最高人民検察院から吸い出され、あるいは省級人民検察院から吸い上げられるかについては、今後の動きを注意深く見守っていくほかない⁷。

県級を除く各級の検察院には、当該検察院の長官が主宰し、副長官や検察官らが委員となる検察委員会が設置され、検察院の重要事項についてはこの検察委員会で協議、決定する（43条2項、45条3項、47条3項）。すなわち、この検察委員会こそが各人民検察院の最高意思決定機関である。検察委員会における議決は多数決で決せられ、賛否同数の場合には長官が賛成した側の意見に従う。長官といえども多数意見を覆す権限はないが、高級検察院以下の下級検察院の検察委員会においては、長官の意見と多数意見が食い違う場合、その旨を上級の検察院に報告する権限を有する（43条3項、45条4項、47条4項）。

(2) 検察院の任務、権限

人民検察院は、①公訴権の行使と、②司法活動の検察を行うベトナム社会主義共和国の機関であると定義されている（2条1項）。現行法においてもこの二つの権限は認められていたが、新法においては、人民検察院あるいは検察官が、具体的にどのような状況において、どのような行為を行うことができ、その法的性質が何であるかがより明確かつ詳細に規定された。例えば、「刑事事件の捜査段階において公訴権を行使する際の人民検察院の任務、権限」（14条）、「刑事事件の審理段階において公訴権を行使する際の人民検察院の任務、権限」（18条）、「暫定留置、勾留を検察する際の人民検察院の任務、権限」（22条）というように、手続ごとに人民検察院がなし得る行為が列挙され、より詳細に規定された。また、従前から、特に捜査の初期段階における検察院の行為の法的性質がよく分からないとの批判があったことを受けてのことと思われるが、新法においては、公訴権の行使は「犯罪の告発、通報、立件の建議の解決の時から」行われること（3条1項）、司法活動の検察は「犯罪の告発、通報、立件の建議の受付及び解決の時から」行われること（4条1項）が明記されるなど、新法制定に当たり、人民検察院及び検察官の権限の明確化についてかなりの意が払われた形跡が見て取れる。

(3) 検察官の任命

検察官に任命されるための一般的基準は、①祖国及びベトナム社会主義共和国

⁷ ちなみに、現在の定員は、検察官が10,424人（最高人民検察院検察官170人、中級検察官4,039人、初級検察官6,215人）、捜査官が35人、その他の職員が5,401人とされている。実員数はもっと少なく、やや古いデータだが、2012年6月30日時点での検察官総数は7,722人（うち最高人民検察院検察官170人、中級検察官2,520人、初級検察官5,032人）であったとされている。

憲法に忠誠を尽くすベトナム公民であり、優れた道徳的資質を有し、清廉、忠実で、強固な政治力があり、社会主義的法制度を断固として擁護する精神を有すること（75条1項）、②法学士以上の学位を有すること（同条2項）、③検察業務について育成を受けたこと⁸（同条3項）、④一定の実務経験を有すること⁹（同条4項）、⑤任務を完遂することができる健康を有すること（同条5項）、⑥それぞれの地位に見合う能力を有すること（77条2項、78条1項b号c号、79条1項b号c号）とされている。以上の基準は従前と基本的に変わっていないが、初級検察官、中級検察官、高級検察官に任命されるためには、新たに、⑦各試験に合格すること（77条3項、78条1項d号、79条1項d号）という要件が課されることとなった。これらの試験は、新たに設立される最高人民検察院長官を議長とする「初級検察官、中級検察官、高級検察官選抜試験評議会」により実施されることとなる（87条2項a号）。

検察官の任命手続であるが、最高人民検察院長官は、国家主席の提案に基づき、国会が選任する（62条1項）。最高人民検察院副長官は、最高人民検察院長官の提案に基づき、国家主席が任命する（64条1項）。高級人民検察院以下の下級の人民検察院の長官及び副長官は、最高人民検察院長官が任命する（65条1項、66条1項、67条1項）。また、最高人民検察院検察官は、最高人民検察院検察委員会の提案に基づき、最高人民検察院長官を議長とする「最高人民検察院検察官選抜評議会」が候補者を選び、最高人民検察院長官が国家主席に上程し、国家主席が任命する（86条1項、同条2項a号）。その他の検察官は、上記の初級検察官、中級検察官、高級検察官選抜試験評議会が候補者を選び、最高人民検察院長官が任命する（87条1項、同条2項a号）。

最高人民検察院長官の任期は国会の任期に従う（62条1項）。最高人民検察院副長官並びに高級人民検察院以下の下級の人民検察院の長官及び副長官の任期は5年である（64条～68条）。また、一般に、検察官の最初の任期も5年であるが、再任命された場合及び進級した場合は10年間に延びる。

検察官は、定年退職や辞職等をした場合に当然に検察官の職を免任されるほか、健康上その他の理由で任務を完遂できないと認められる場合やその他非違行為があった場合にも、検察官の職を免任、解職されることがある（88条、89条）。

(4) 捜査官、検査官

人民検察院には、当然のことながら検察官の肩書を持たない職員も多数存在す

⁸ ハノイ検察大学におけるコース等に参加し、修了することを指す。

⁹ 初級検察官については4年以上の法令実務経験を有すること、その他の検察官については、一等級下の検察官として5年以上の経験を有すること。

る。新法では、最高人民検察院に捜査機関を設置する旨が明記され(42条1項c号)、それに伴い、捜査機関の長、次長、捜査官という職についても言及された(42条2項、58条1項c号d号)。また、検察官を補佐する司法職である検査官に係る規定も新たに置かれた(58条1項d号、90条)。これにより、まず検査官として人民検察院に就職して一定の実務経験を積み、ハノイ検察大学等において検察業務についての育成を受けた後、試験を受けて、初級検察官になるというキャリアパスが法律上想定されていることが明らかになったといえよう。

(5) 定員、予算

上記(1)でも軽く触れたが、人民検察院全体の総定員、検察官の人数等については、最高人民検察院長官の提案に基づき、政府の意見を得て、国会常務委員会が決定し(93条2項)、その枠内において、最高人民検察院長官が、個別の人民検察院の定員等を決める仕組みとされている(93条2項)。

また、人民検察院の予算については、最高人民検察院が予算案を作成して政府に提案し、政府が国会に上程して国会が決定するという手続が予定されているが、政府と最高人民検察院との間で意見が合致しないときは、最高人民検察院長官が直接国会に建議して検討、決定を仰ぐことも可能である(94条2項)。

4 新企業法(文責:長期専門家、弁護士 塚原正典)

新企業法は、有限責任会社(一人社員有限責任会社及び二人以上社員有限責任会社)、国営企業¹⁰、株式会社、合名会社及び私人企業¹¹からなる企業の設立、管理、再編、解散及び関係活動等について規定しており、今年7月1日から施行予定である。現行法に比して、全部で41条が増えており、多くの改正がなされたが、紙幅の関係上、全てに言及することはできない。以下に主要な改正点を述べる。

(1) 企業自治拡大の観点からの改正

ア 企業の国家管理について

新法では、「政府は企業に関する国家管理を統一的に行う」(現行法第162条前段)ことの規定を含む、企業の国家管理に関する章(現行法第9章)が削除された。ただし、新投資法には、投資に関する国家管理の章(同法第6章)があり、同法の適用を受ける企業には同法における国家管理を受けることには留意すべきである。

イ 有限責任会社、株式会社の法定代表者¹²の人数

¹⁰ 一人有限責任会社の規定に従って管理される(88条1項)。

¹¹ 私人企業とは、一人の個人が自己の全財産をもって責任を負う企業である(183条)。

¹² 合名会社については、社員全員が法定代表者であることは(179条1項)、現行法と同じである。

現行法においては、有限責任会社、株式会社の法定代表者は1人に限ると理解されていたが、新法では、法定代表者は複数選任が可能となった（13条2項）。同項は、法定代表者の数、具体的任務権限は、企業の定款にて規定すると定めている。

ウ 株式会社の株主総会における取締役、監査役の選任方法

株式会社の株主総会における取締役会、監査役会の構成員選任決議は、定款に定めがない限り、累積投票方式により行われる（144条3項）と規定されているので、定款で定めれば、非累積投票方式を選択することができることになる。現行法では、この場合、累積投票方式によるとされ（現行法104条3項c号）、非累積投票方式選択の余地はなかった。

エ 企業印鑑の扱い

現行法下では、省級あるいは中央直轄市の公安局が発行権限付与、印影の登録、登録証明書の発行をする扱いであった（政府議定58/2001/ND-CPの8条、9条）。印鑑は一つであることが原則で、もう一つの印鑑を持つには、当初の印鑑発行権限付与等を行った公安局の書面による許可が必要とされ（現行法36条2項、政府議定58/2001/ND-CPの6条1項）、印鑑は企業の本店で保管しなければならないことも定められていた（現行法36条1項、政府議定58/2001/ND-CPの6条4項）。

これに対して、新法では、企業印鑑の形式、数量及び内容につき企業が決定し、事前に経営登記機関に通知する必要がある（44条1項、2項）。印鑑の管理、使用、及び保管は定款により定められる（44条3項）。事前登録の必要性は、現行法同様に法律上明記されておらず、かつ、私が聞いた限りの計画投資省担当者の説明によれば、現行法下と異なり、下位法規範文書でも規定される予定はないようである。

オ 機関設計の柔軟化

(ア) 一人有限責任会社の場合

現行法では、一人有限責任会社の機関は会長、社長、監査役であるが、委任代表者¹³が一人のときは、その者が会長になるとされていた（現行法67条3項4項）。

新法では、定款で①会長、社長又は総社長、監査役②社員総会、社長又は総社長及び監査役、いずれかを選択できることになった（78条1項、第25条1項e号）。また、定款で、社員総会、会長、社長又は総社長、監査役の権限、義務を法定のものから変更できる旨も定められている（第78条）。

¹³ 原文は người đại diện theo uỷ quyền。以下、同じ。

(イ) 株式会社の場合

現行法では、株主総会、取締役会、社長が株式会社の必要的機関とされるが、個人株主が 11 名以上、あるいは 50%以上の株式を保有する組織がある場合には、監査役会が必要的機関となるとされていた（現行法 95 条）。

これに対して、新法では、以下の二つから一つを選択することになった。①株主総会、取締役会、監査役会、社長又は総社長。ただし、株主数が 11 名未満であり、各株主が会社の株式総数の 50%未満を保有する組織の場合、監査役会は任意となる。②株主総会、取締役会、社長又は総社長。この場合、取締役の 20%以上が独立取締役¹⁴でなくてはならず、かつ、取締役会に直属する内部会計監査委員会がなくてはならない。

(ウ) 二人以上有限責任会社の場合、現行法の内容が新法に踏襲されている（55 条）。

(2) 企業の意思決定過程に関する改正

ア 定足数・決議要件

(ア) 一人有限責任会社の場合

現行法では、一人しかいない社員が一人又は複数人の委任代表者を選任しなくてはならず、委任代表者が複数のときは、それらが構成員¹⁵となる総会が開催される。その定足数は総会構成員（＝委任代表者）総数の 3 分の 2 である。総会決議が採択されるための要件（以下「決議要件」という。）は、普通決議が出席構成員の過半数、特別決議が出席構成員の 4 分の 3 である。

これに対して、新法では、一人しかいない社員が、3～7 人の者を社員総会構成員として任命するが（79 条 1 項）、その総会構成員総数の 3 分の 2 が定足数となること（79 条 5 項）、及び、決議要件は普通決議が出席構成員の過半数、特別決議が出席構成員の 4 分の 3 であること（79 条 6 項）、は現行法と同じである。

(イ) 二人以上有限責任会社の場合

現行法では、会議に出席する社員¹⁶の持分総額が定款資本の 75%以上で、定

¹⁴ 独立取締役の定義は、財務省通達 121/2012/TT-BTC で規定されている。

¹⁵ 原文は thành viên。一人有限責任会社の場合、この thành viên は、出資者、会社の単独所有である社員から任命された複数の委任代表者を指す。また、本稿では、一人有限責任会社の場合、Hội đồng thành viên は構成員総会と訳している。

¹⁶ 原文は thành viên。二人以上有限責任会社の場合、この thành viên は、出資者、会社の共同所有者である社員を指す。また、本稿では、二人以上有限責任会社の場合、Hội đồng thành viên は社員総会と訳している。

款の定める比率が、本来の社員総会の定足数である。この条件を満たすことができなかつた場合、会社は当初の社員総会予定日から15日以内に、2回目の社員総会を招集しなければならない、この場合の定足数は出席した社員の持分総額が定款資本の50%以上で、定款の定める比率である。この条件も満たせなかつた場合、会社は2回目の総会予定日から10日以内に3回目の社員総会を招集しなければならない、この場合の定足数はなく、常に成立することになる（現行法51条）。決議要件は、普通決議は総会出席者の持分総額の65%以上、特別決議は総会出席者の持分総額の75%以上、書面による決議は定款資本の65%以上で、定款の定めた比率を満たすことが必要となる（現行法52条2項、3項）。

新法では、本来の定足数が10%下がり、会議に出席する社員の持分総額が定款資本の65%以上で、定款で定める比率となった。社員総会がこの定足数を満たさなかつた場合、2回目の社員総会の定足数については現行法と同じである。3回目の社員総会について会社は定款に定めることで独自の定足数を決定でき、特段の定めがない場合は現行法と同じになる。決議要件についても、会社は定款に規定することで独自に定め得るとされ、定款に特段の定めがない場合は現行法と同じになる（60条3項、5項）。

(ウ) 株式会社の場合

現行法では、本来の定足数は、議決権総数の65%である。この条件を満たすことができなかつた場合、会社は当初の株主総会予定日から30日以内に、2回目の株主総会を招集しなければならない、この場合の定足数は議決権総数の50%である。この条件も満たせなかつた場合、会社は2回目の総会予定日から30日以内に3回目の株主総会を招集しなければならない、この場合の定足数はなく、常に成立することになる（現行法102条）。決議要件は、普通決議が総会出席者の総議決権の65%以上、特別決議は総会出席者の総議決権の75%以上、書面による決議は議決権総数の65%以上で、定款の定めた比率を満たすことが必要となる（現行法104条3項、5項）。

新法では、定足数が下げられた。具体的には、本来の定足数が議決権総数の51%又は定款で定める割合となり、当初の株主総会が成立しなかつた場合にその日から30日以内に招集される2回目の株主総会の定足数は議決権総数の33%又は定款で定める割合である。この条件も満たせなかつた場合で定款に定めがなければ、会社はその株主総会予定日から20日以内に3回目の株主総会を招集しなければならない、この場合の定足数はなく、常に成立することになる（141条）。決議要件も、現行法に比して下げられている。つまり、普通決議が総会出席者

の総議決権の 51%以上、特別決議は総会出席者の総議決権の 65%以上、書面による決議は議決権総数の 51%以上で、定款の定めた比率となった（144 条）。

イ 少数社員、少数株主保護の強化

（ア）二人以上有限責任会社の場合

現行法では、少数社員権として、①定款資本の 25%以上（ただし、定款でより低い持分比率に引き下げ可能）を保有する一人又は複数の社員、②定款資本の 75%以上を保有する社員がいる場合で、かつ、定款で 25%よりも低い持分比率を定めない場合の、その社員以外の社員は、社員総会招集権を有することが定められていた（現行法 41 条 2 項、3 項）。

新法では、少数社員権が強化された。すなわち、①定款資本の 10%以上（ただし、定款でより低い持分比率に引き下げ可能である。）を保有する一人又は複数の社員、②定款資本の 90%以上を保有する社員がいる場合で、かつ、定款で 10%よりも低い持分比率を定めない場合の、その社員以外の社員は、社員総会招集権に加えて、記録の検査等、会計帳簿等の監視、社員名簿、社員総会議事録等の検査、謄写等、社員総会取消訴訟の提起が認められている。さらに、すべての社員は、会社の会長、社長等の管理者に対して、一定の場合に社員代表訴訟を提起できることも明記している（72 条）。

（イ）株式会社の場合

現行法では、少数株主権として、6 か月以上継続して普通株式の 10%を超える株式あるいは定款で定めるそれより小さな割合の株式を有する一人又は複数の株主は、取締役会・監査役会への人事の推薦、財務報告書・監査役会報告書の閲覧謄写、株主総会招集請求、監査役会への検査要求が認められていた（現行法 79 条 2 項、3 項）。

新法では、少数株主権行使の要件としての持株比率が、10%以上あるいは定款で定めるそれより小さな割合となった（114 条 2 項）。さらに、6 か月以上継続して普通株式の 1%を超える株式を有する一人又は複数の株主は、取締役、社長又は総社長に対して株主代表訴訟を提起することが認められた（161 条）。

（3）設立に関する登録証明書に関する改正

現行法では、会社設立には、営業登録証明書を取得する必要があり、会社は営業登録証明書¹⁷記載の業務内容の範囲内でのみ、会社は事業を営むものとされた（現

¹⁷ 原文は Giấy chứng nhận đăng ký kinh doanh である。đăng ký は文脈によって「登録」あるいは「登記」と訳されるが、ここではベトナム六法収録の現行企業法仮訳文に従って、登録と訳している。以下同じ。

行法 25 条 5 項, 9 条 1 項)。また, 登録機関は申請書類受理日から 10 営業日以内に, 営業登録証明書を発行しなければならない (現行法 15 条 1 項)。

新法では, 会社設立には, 営業登録証明書に代わる企業登記証明書¹⁸ の発行が求められるが, 企業登記証明書には業務内容の記載は求められない (29 条)。これは, 現行法下と異なり, 企業が業務内容の変更をしても, 新たな証明書取得の手間を省けることを意味している。また, 企業登記証明書発行期間も短縮され, 登録機関は申請書類受理から 3 営業日以内に発行しなければならない (27 条 2 項)。この発行期間短縮をもって, 設立手続がより簡便になったとの評価が可能である¹⁹。

(4) 定款資本払込みに関する改正

ア 有限責任会社の場合

現行法下では, 下位法規範文書で, 有限責任会社の定款資本の払込みは, 企業登記証明書の発給を受けた日から 36 ヶ月以内になされなければならないと規定されている (二人以上有限責任会社につき, 政府議定 102/2010/ND-CP 第 18 条 1 項)。

新法では, 定款資本は, 企業証明書の発給を受けた日から 90 日以内に払込みがなされる必要があることが法律で明記されている (一人有限責任会社につき 74 条 2 項, 二人以上有限責任会社につき 48 条 2 項)。現行法に比して, 定款資本払込期限が大幅に短くなっており, 有限責任会社を設立しようとする投資家にとっては, 使い勝手の悪い規定になっている。

イ 株式会社の場合

現行法では, 営業登録証明書の発給を受けたら, 発起株主が発行可能株式総数の 20% の払込みを直ちに行い, それ以外は他の株主により 3 年以内に払込みが行われることになっている (現行法 84 条)。

新法では, 定款又は株式購入登録契約がより短い期間を定める場合を除き, 企業登録証明書の発給を受けた日から 90 日以内に払込みを行うことになった (112 条 1 項)。

(5) その他

新法では, 子会社による親会社株式の取得禁止, 同一の親会社を持つ子会社の

¹⁸ 原文は Giấy chứng nhận đăng ký doanh nghiệp である。ここでの đăng ký はベトナム六法収録の新企業法仮訳文に従って, 登記と訳している。以下同じ。

¹⁹ 企業関係者間では, 「現行法下の『10 営業日以内の営業登録証明書発行』も実際の運用上は守られておらず, 新法における『3 営業日以内の企業登記証明書発行』に現実味が感じられない」との意見もあるようである。

株式相互保有禁止が規定された（189条2項）。

それ以外に、国が定款資本の100%を保有する企業である国営企業に関する規定（第4章）、「共同体の利益のために社会、環境問題の解決を目指す」企業である社会企業の規定（10条）等も、現行法にはない新設のものである。

(6) まとめ

今回の変更点を見ると、自由な企業活動に資することが期待されるものが多いものの、定款資本の払込期間の短縮等、企業にとって負担を増やすものもあるように思われる。

もっとも、これまでのベトナムでは、議定等の下位法規範文書が発行されて初めて法律の意味内容が明確になることが少なくない。本稿作成時点では、まだ企業法の下位法規範文書は制定されておらず、今後制定される下位法規範文書にていかなる内容が規定されるか、注目していきたい。

5 新投資法（文責：塚原正典）

投資法は、ベトナム国内における投資活動、ベトナムから外国への投資活動を規律する法律である（1条）。新投資法成立にあたっての主幹官庁である計画投資省の説明によれば、今回の改正の趣旨は、「法律で禁止していない諸職業を自由に営む権利」を定めた新憲法²⁰ 33条に基づき、投資法が規制しない領域における自由な経済活動を認めることにあり、改正の目的は、投資営業の自由化促進、投資環境の透明性の強化、投資保護の強化、行政手続の簡素化等にあるとされる。改正された新法は本年7月1日から施行される予定であるが、その主要な改正点は以下のとおりである。

(1) 投資禁止分野、条件付投資分野の削減

現行法は、ベトナムの国防、治安に関わる分野、歴史、文化、道徳あるいは資源、環境等に損害を与える分野その他について投資を禁止しており（現行法30条）、それら投資禁止分野の数は、計画投資省の確認によれば、51分野である（政府議定108/2006/NĐ-CP等、多くの下位法規範文書にて規定されている。）。また、投資を実施するための諸条件を満たすことが求められる条件付投資分野（現行法29条）の数は、計画投資省の確認によれば、386分野である（政府議定108/2006/NĐ-CP等、多くの下位法規範文書にて規定されている。）。

これに対して、新法では、両分野に該当する具体的分野が法律そのもので規定されており、その数は投資禁止分野が別表1記載の麻薬物質、別表2記載の化学物質、

²⁰ 2013年11月28日に成立し、2014年1月1日に施行されている。

別表3記載の希少野生動物に関連する事業等の6分野、条件付投資分野が別表4記載の267分野となっている。

このように両分野の数が減ったことが投資活動の活発化に直結することは、当然に期待される場所であるが、両分野の事後的な修正・補充があり得ることは新法そのものが認めている(8条)。もともと、本法で規定しない分野の自由な経済活動を認めるという新法の趣旨に基づき、下位法規範文書でなく法律で両分野を規定したことで、下位法規範文書による無限定な両分野の事後的追加²¹がなくなることを期待したい。

さらには、法律それ自体でなく数多くの下位法規範で両分野に言及している現行法と異なり、新法では法律それ自体の条文及び別表に両分野が具体的に規定されていることは、両分野該当性有無の確認容易性を格段に向上させている。

(2) 投資優遇分野の拡大

現行法も新法も、一定の分野を投資優遇分野として定め、優遇措置を与えることでその分野への活発な投資を誘導しようとしている。

新法では、現行法に比して投資優遇分野を拡大しており、具体的には、①環境保護に関するものとして、クリーンエネルギー、再生エネルギー、省エネルギー製品の生産、②廃棄物処理に関して、廃棄物の収集、処理、リサイクル、再利用、③社会的弱者保護に関するものとして、枯葉剤の患者治療センター、老人ホーム、メンタルケアセンター、高齢者・障害者・孤児等の養護センター、④金融に関するものとして、人民信用基金、マイクロファイナンス機関等が現行法規定の分野に追加されている。

(3) 投資優遇についての法令、政策変更の場合の保障措置の変更

現行法では、法律、政策変更により、①新たな優遇措置が従来の優遇措置より有利になった場合には投資家は新たな優遇措置を受けられる(現行法11条1項)が、②新たな優遇措置が従来の優遇措置よりも不利になった場合は、投資家は、従来の優遇措置を引き続き受ける、課税所得から損害を控除する、プロジェクト目標を変更する、必要な場合には賠償を受ける、という措置の一つ又は複数を取ることができると規定されていた(現行法11条2項)。

新法では、①新たな優遇措置が従来の優遇措置より有利になった場合には、現行法と同様に、投資家は新たな優遇措置を受けられる(13条1項)が、②新たな優遇措置が従来の優遇措置よりも不利になった場合は、法令の変更が国防、国家治安、

²¹ 少なくともこれまでのベトナムでは、下位法規範が法律をオーバーライドしている例が見られる。

社会道徳，市民の健康，環境保護等を理由とする場合を除き，従来の優遇措置を受けるとされた。そして，法令の変更が国防，国家治安，社会道徳，市民の健康，環境保護等を理由とする場合は，法令変更から3年以内に書面で請求することで，課税所得から損害を控除する，プロジェクト目標を変更する，投資家の損害回復への支援，という措置の一つ又は複数を受けることになる（11条3項，4項）。

現行法に比して，新法では，新たな優遇措置が従来の優遇措置を下回る場合に，従来の優遇措置を受けられることが最優先の原則であることが明記されたという点においては，現行法よりも投資家保護が進んだ，との評価も可能であろう。

(4) 外国投資家向け規制の適用範囲の明確化

現行法では，外国投資家が出資した会社のいかなる部分までが，外国投資家向け規制の対象になるかが，不明確であった。

新法では，外国投資家に対する規制対象は，①外国投資家が定款資本の51%以上を保有する経済組織，又は合名社員の過半数が個人の外国人という合名会社である経済組織，②この①に該当する経済組織が定款資本の51%以上を保有する経済組織，③外国投資家及びこの①に該当する経済組織が定款資本の51%以上を保有する経済組織であり（23条1項），これ以外は，内国投資家向け規制の対象になることが明記された（23条2項）。

(5) 外国法適用の余地拡大

現行法では，①ベトナム法に規定がない，②当事者間の合意がある，③ベトナムの法律の基本原則に反しないという条件を満たす場合に，外国法が適用されると規定する（現行法5条4項）。

これに対して，新法では，①当事者の少なくとも一方が，外国投資家又は外国投資家に対する規制が適用される経済組織である，②当事者間の合意，③ベトナムの法令の規定に反しないという条件を満たす場合に外国法の適用が認められるようになった。日本企業を含めた外国投資家にとっては，ベトナム法に規定がある場合でも外国法の選択が可能になったという意味で，外国法適用の余地が拡大している。

(6) 投資登録証明書

現行法では，条件付投資分野に該当しない分野に150億ベトナムドン未満の投資を行うベトナム投資家を除いて，投資家が投資活動を開始するためには投資証明書の発行を受けることが必要であった（現行法45条から47条）。そして，外国投資家がこの投資証明書の発行を受けることは，同時に現行企業法上，設立に必要なとされる営業登録証明書を兼ねることになっていた（現行法50条1項）。

しかしながら、新法では、外国投資家の投資プロジェクト、同法 23 条 1 項が規定するプロジェクトには、投資証明書に代わる投資登録証明書が必要とされた（36 条 1 項）。加えて新法には、投資登録証明書が、企業法に規定のある営業登録証明書に代わる企業登記証明書を兼ねる旨の規定がない。

ゆえに、外国投資家はベトナムで投資活動を行うために企業設立する場合、まず投資証明書を取得し、企業設立後に企業登記証明書を取得する必要があることになった。

このように、二重の証明書取得が海外投資家の企業設立に求められるようになったことは、ベトナムへの外資進出の新たな障害になり得ると懸念する声も企業関係者間から聞こえてくる。なぜなら、それら証明書取得に要する時間が、法令上の規定はともかくとして、実際には不透明であるという現実があるためである。

(7) 企業買収手続の簡素化

現行法では、外国投資家が、直接投資として、投資活動を管理するための株式購入又は出資、企業の合併、買収を行う場合、投資証明書発行が求められた（現行法 46 条）。

これに対して新法では、経済組織への出資、株式、持分の購入の形式による投資には投資登録証明書の取得が不要となり（36 条 2 項 c 号）、企業買収の手続が簡便となった。

(8) その他、新法で新たに規定された制度

ア 投資登録証明書の回収手続の明確化

現行法下では、投資許可証が発行されてから 12 か月が経過しても投資家が正当な理由なく投資プロジェクトを実施しない、又は約束した進行予定に従って実施する能力がない場合に投資許可書が回収されるとされた（現行法 64 条 2 項）。この要件は明確とはいえず、そのために投資プロジェクト実施途中で投資許可証が回収される可能性もあり得たという。

これに対して新法では、投資プロジェクトが終了した際に、投資登録証明書が回収されることが明記された（41 条）。

イ 投資プロジェクト期間の延長期限の明確化

現行法では、投資家が、実施中のプロジェクトの期間を変更する余地がある旨の規定は存在した（現行法 51 条 1 項）が、期間延長が可能なのか、可能ならその延長期限はどれだけかについては明記されていなかった。

これに対して新法では、プロジェクト延長は 24 か月を超えてはならないことが明記された（46 条 2 項）。

ウ 投資プロジェクト実施の担保

新法では、投資家が国家から土地の交付、賃貸等を受けたプロジェクトを実施する場合、その担保として投資資本の1～3%の保証金を預託しなければならない旨の規定が新設された（42条）。

(9) まとめ

計画投資省は、新法のドラフト制定過程において、海外企業を含めた企業関係者からの意見聴取を行ったという。投資活動、企業活動が活発化することは、海外企業だけでなくベトナム国内にも裨益することであり、企業にとって使いやすい投資法を作成しようとした計画投資省の意気込みが感じられる。

もっとも、それにもかかわらず、投資登録証明書と企業登記証明書の2種類の証明が必要になったこと等、企業の投資活動の潜在的な阻害要因になり得ると解することができる改正も見られる。

本稿作成時点においては、新投資法についての下位法規範文書はまだ成立していないが、今後いかなる内容が規定されるか、投資活動の潜在的阻害要因を排除するものとなるかが気になるところである。

6 2014年改正後の民事判決執行法（文責：古庄順）

民事判決執行法については、法律の改正に先立ち2013年10月に民事判決執行法のいくつかの条項の細則を規定し、施行を案内する58号政府議定が125号政府議定により改正されており、改正内容の多くは58号政府議定の改正に沿ったものである。

(1) 判決執行条件の確認

改正前の2008年民事判決執行法では、申立人は判決執行債務者の判決執行条件（債務者が財産、収入を有すること）を自ら確認することができないときに限り、執行官に対し、確認を要請することができることとされていたが、現実的ではないという理由から、執行官は、判決の任意履行期限が満了したときは、債権者の要請がなくても判決執行条件を確認することとされた（44条1項）。また、判決執行条件が備わっていない場合、通常は半年以内、債務者が受刑中又は住居所不明のときは1年以内に再確認を行い、その後は新たな情報があるときに確認を行うこととされた（同条2項）。判決執行条件を欠く場合、債務者等に関する情報を判決執行に関するウェブサイト上で公表し、確認を行った地の社級人民委員会において公示する（44a条2項）。

判決執行債権者は、権利として自ら又は他人を通じて判決執行条件に関する情報を検証し、提供することができ（44条5項）、正確な情報を提供した場合、執行

費用の減免を受けることができる（同条7項）。

判決執行債務者の財産、口座に関する情報を把握し、管理している機関、組織、個人は、執行官から請求を受けた日から3営業日以内に、判決執行債権者又はその代理人から請求を受けた日から5営業日以内に情報を提供しなければならない（同条6項b, c）。

(2) 競売手続

差押物の再評価は、これまで手続を遅延させるために悪用されていたことを踏まえ、手続に違反がある場合を除き、1回に限り当事者が費用を予納したときのみ行うこととされた（99条1項b）。

競売財産の買受人が代金を全額納付した場合は、その後に執行の基礎となった判決、決定が変更され、取り消されたときでも、買受人は競売財産の所有権、使用权を取得することができ、その引渡しについて強制執行を行うことができる（103条2項）。

競売が奏功しなかった場合は減価をするところ、これまで回数に制限がなかったが、改正法では2回減価したが競売が奏功しなかった場合、債権者に対し代物弁済として競売財産を受領するよう求め、債権者が応じなかった場合に限り減価を行うこととされた（104条2項、3項。なお、125号政府議定による改正後の58号政府議定では3回減価をしたが競売が奏功しなかった場合とされていた。）。減価の結果、財産の価額が手続費用を下回るときは、財産は債務者に引き渡されるが、債務者は使用、管理をすることができるにとどまり、取引の対象にすることはできない（同条3項）。1回当たりの減価の幅はこれまでどおり最大10%という上限が維持された（同条5項）。

(3) 判決執行決定

改正作業では、判決執行に対する裁判所の関与を強めるため、判決執行決定の発出権限を民事判決執行機関から裁判所に移管することが検討されたが、各地の民事判決執行機関、裁判所等の反対により最終的には盛り込まれなかった。もっとも、民事判決執行における裁判所の任務、権限が大幅に拡充され、必要な場合は、民事判決執行機関に対し、判決執行の結果について報告を求める、民事判決執行機関から判決の監督審手続により再審査するよう建議を受けたときは90日以内に回答する、監督審により一部又は全部が取り消された判決について再審理する際は、既に執行済みの財産、債務の処理方法を明示することなどが新たに規定された（170条）。

以上